宮城県の最低賃金

改定のお知らせ

	時間の額	効力発生日
宮城県最低賃金	1,038円	令和 7 年 10 月 4 日

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等含む。)に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定最低賃金が適用されます。

火の耒惶に該当する争耒場で買く労働省には、以下の呂城宗苻疋取に貫立が週用されます。				
宮城県特定最低賃金 業種は日本標準産業分類による。	時間額	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の 宮城県最低賃金が適用になります。)	効力発生日	
鉄鋼業(高炉による製鉄業、銑鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。) 又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)	1,125 円	(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者 (2) 雇入れ後 3月 未満の者であって、技能 習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事 する者	令和7年 12月15日	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機 械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器 具製造業に分類されるものに限る。)	1,077 円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者ア清掃又は片付けの業務イ手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務ウ手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務エ部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務 注:(3)エのうち、「取付け」の業務に「はんだ付け」は含まれません。	令和7年 12月15日	
自動車小売業 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。) 注:カー用品店、自動車タイヤ販売店も適用	1,101 円	(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者 (2) 雇入れ後 3 月 未満の者であって、技能 習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる 軽易な業務に主として従事する者	令和7年 12月15日	

「臨時、パートタイマー、アルパイト労働者」、「主として事務の業務に従事する者」、「外国人技能実習制度における技能 実習生」も宮城県特定最低賃金が適用されます。

- 注1 次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。
 - (1)精皆勤手当 (2)通勤手当 (3)家族手当 (4)賞与等(5)時間外・休日・深夜手当
- 注2 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間当たりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはいけません。

詳細については、宮城労働局労働基準部賃金室(022-299-8841)又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

仙台労働基準監督署 022-299-9072 石巻労働基準監督署 0225-22-3365 大河原労働基準監督署 0224-53-2154

瀬 峰労働基準監督署 0228-38-3131

古川労働基準監督署 0229-22-2112

宮城労働局